

藤井寺市教育大綱 (修正案)

～ つながり 輝き 未来を拓く 心豊かに学べるまち 藤井寺 ～

令和2年 月

大阪府藤井寺市

はじめに

藤井寺市では、平成28年6月に、平成31年度までの4年間の期限とした本市の教育の目標や方針として教育大綱を定め、「つながり 輝き 未来を拓く 心豊かに学べるまち 藤井寺」を基本理念として教育委員会と連携し、施策を進めてまいりました。

近年、グローバル化の進展やAIの発達、スマートフォンの普及など社会が大きく変化し、今後も進むことが予想されております。

そのような中、平成29年に改訂された学習指導要領に則った新たな授業としてプログラミング教育や外国語教育等が令和2年度より本格実施されることになり、学力向上の取組みや学びに向かう環境づくりが必要とされています。また、老朽化する学校施設等の維持管理、いじめや不登校等への対応や、支援を要する子どもへの対応、幼児教育の充実など様々な課題への対応も求められているところです。

平成28年に策定した本市大綱で掲げる3つの基本目標は、目まぐるしく変化を遂げる社会情勢の中でも変わることなく、長期的に継続して取り組むべき目標であります。そこで、今回の見直しでは大綱の理念、目標、基本方針を変えることなく、現状を踏まえた必要な修正を加え、令和5年度まで継続することとします。

今後も、教育委員会と協力し、新たな課題にも対応しながら、引き続き、ふるさと“藤井寺”への誇りと愛着を持ち続けながら、人のつながりを大切にできる豊かな心を持った人を育てていきたいと考えております。

令和2年4月

藤井寺市長 岡田 一樹

目 次

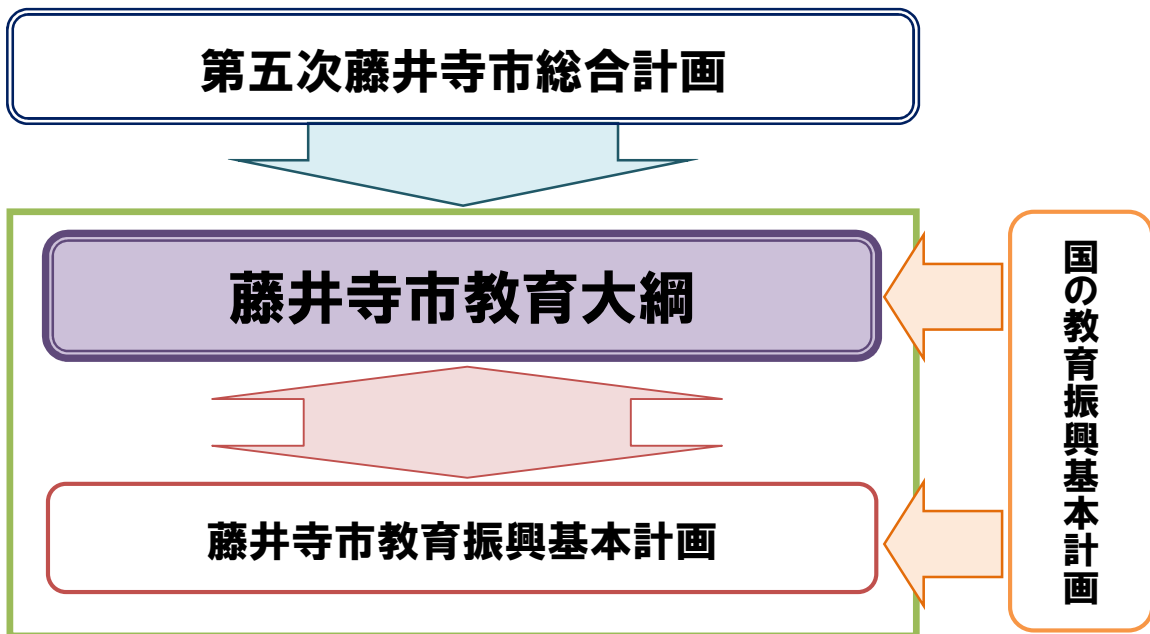
1	教育大綱の策定にあたって	-----	1
2	教育大綱の位置づけ	-----	1
3	教育大綱の期間	-----	1
4	教育大綱 体系図	-----	2
5	基本理念	-----	2
6	基本目標	-----	3
7	基本方針	-----	3
	(1) 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり	---	3
	(2) 心豊かに学び、暮らせるまちづくり	-----	3
	(3) 歴史文化の薫るまちづくり	-----	3

1 教育大綱の策定にあたって

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、市長と教育委員会がより一層連携を図りながら教育行政を推進することを目的に、市長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、地域にあった「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされたことから、藤井寺市教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定するものです。

2 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第五次藤井寺市総合計画を踏まえ、藤井寺市教育振興基本計画の骨子となる部分をもって教育大綱として定めるものです。



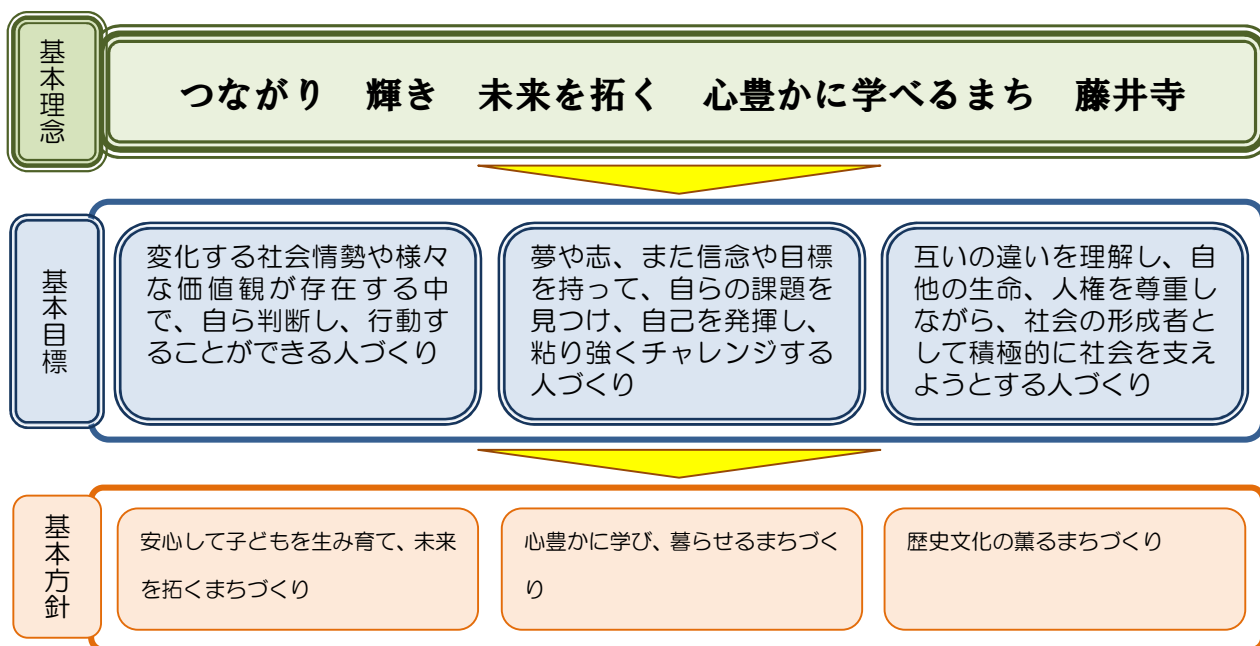
3 教育大綱の期間

この大綱は、平成28年度から平成31年度までを計画期間としていましたが、これまでの大綱の基本理念・基本目標・基本方針を継続し、令和5年度まで延長するものとします。

ただし、国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じ、必要な見直しをおこなうものとします。

平成	28年度	29年度	30年度	31年度	令和	2年度	3年度	4年度	5年度
藤井寺市教育大綱				藤井寺市教育大綱					
第五次藤井寺市総合計画									
藤井寺市教育振興基本計画									

4 教育大綱 体系図



5 基本理念

～ つながり 輝き 未来を拓く 心豊かに学べるまち 藤井寺 ～

つながり

家庭、地域、保育所、学校園とのつながりと、歴史・文化や自然とのつながりの中で学び、喜びを感じ、人への思いやりや知識を身につけるとともに、地域の人々が守り継いできた本市の歴史や文化、自然を次世代に継承する郷土を愛し、郷土に誇りを持つ子どもの育成をめざします。

輝き

子どもも大人も、地域や社会でいきいきと活躍でき、積極的に社会を支え、自らも輝き、まちも輝く、明るい未来を創造していきます。

未来を拓く

子どもたちが、夢や志、信念や目標を持って、自らの課題を見つけ、自己を発揮し、チャレンジすることにより、たくましく大きく羽ばたき、未来を切り拓いていくことのできる教育を提供します。

心豊かに学べるまち

市民誰もが生涯を通して、自分らしく、明るく元気で心豊かに暮らすため、学習機会の提供やスポーツ・文化活動の支援などにより、市民がお互いに学びあい、高めあい、心身ともに豊かに暮らせるまちをめざします。

6 基本目標

次の3つの基本目標を定め、その達成をめざした教育を進めます。

- (1) **変化する社会情勢や様々な価値観が存在する中で、自ら判断し、行動することができる人づくり**
- (2) **夢や志、また信念や目標を持って、自らの課題を見つけ、自己を発揮し、粘り強くチャレンジする人づくり**
- (3) **互いの違いを理解し、自他の生命、人権を尊重しながら、社会の形成者として積極的に社会を支えようとする人づくり**

7 基本方針

基本理念の実現に向け、基本目標をもとに、3つの基本方針を示し、家庭、地域、保育所、学校園が相互に連携を図りながら教育を進めます。

(1) **安心して子どもを生き育て、未来を拓くまちづくり**

子どもを安心して生き育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、施設・設備の充実、いじめや不登校への対応を図ることにより安全・安心できる環境づくりに努めます。

そして、家庭、地域、保育所、学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

(2) **心豊かに学び、暮らせるまちづくり**

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

(3) **歴史文化の薫るまちづくり**

本市には、世界文化遺産に登録された古市古墳群をはじめ、多くの文化遺産が存在します。また、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮などの貴重な歴史資産や国の登録文化財に指定されている歴史的建造物等が遺存しています。子どもや市民がこれらの文化財の価値や時代背景、人とのかかわり等を知り、大切にしようとする心情の醸成に努めます。また、地域住民と十分協議し、適切な形で保護・保全を図り、後世に引き継いでいくよう努めます。

